

〔史料紹介〕筒井寛秀氏所蔵文書

西尾知己

遠藤基郎

はじめに―概要

本文書は、東大寺塔頭龍松院主筒井寛聖・英俊・寛秀（大正一〇―平成二二（一九二二―二〇一〇）三代による蒐集文書である。

龍松院およびこの三代については、故筒井寛秀師（以下敬称略）の『誰も知らない東大寺』（小学館、二〇〇六年）に詳しい。龍松院は、元禄の大仏再建で知られる公慶上人を開基とする。寛聖はもと西大寺の僧侶であったが、嘱望されて東大寺に移り、明治の大仏殿修理の際には勧進を勤めたとされる。その孫にあたる寛秀も昭和の大仏殿修理の折に勧進を勤めた。三代はいずれも古本収集家であって、東大寺文書を中心にコレクションを形成している。また東大寺史研究においても、英俊が『東大寺要録』（初版全国書房、一九四四年）を編集、寛秀が『東大寺統要録』（国書刊行会、二〇一三年）を監修するなどの事績を残している。

史料編纂所ではすでに寛聖の時、一九三七年に影写本『筒井寛聖氏所蔵文書』を作成している。その後、一九九〇年代より再度の調査・撮影を行った。その概要については『東京大学史料編纂所所報』に記録がある¹⁾。また『東大寺文書』（筒井寛秀氏所蔵）および『筒

井寛秀氏所蔵文書』として、図書閲覧室での写真帳を研究利用に供している。このほか、日本古文書ユニオンカタログデータベースにおいても、目録情報としてオンラインにて公開している。ちなみに、それによれば、影写本『筒井寛聖氏所蔵文書』は、一点を除く以外は、『東大寺文書』（筒井寛秀氏所蔵）分に含まれている。

本史料群は、古代から近世におよぶが、前述の史料編纂所写真帳編成に際しては、『東大寺文書』（筒井寛秀氏所蔵）と『筒井寛秀氏所蔵文書』に分割した。

写真帳『東大寺文書』（筒井寛秀氏所蔵）は、古代・中世文書と一部近世文書からなる。後述のように五四巻の成巻文書である。写真帳『筒井寛秀氏所蔵文書』としてまとめたものは、この成巻外という程度のまとまりである。近世史料が多いが、一部中世の聖教・典籍も含む。

本史料紹介は、前者の成巻文書とそれ以外の若干の中世文書を紹介するものであり、これについて説明する。

成巻文書の大部分は東大寺文書である。写真帳編成時に『東大寺文書』の史料群名をつけた理由である。ただし例外的に奈良西大寺・京都青蓮院関連の文書が含まれる。

また以下の翻刻において示すように、これらの半数近くはすでに『平安遺文』『鎌倉遺文』あるいは東大寺領莊園を扱った各自治体史において紹介されている²⁾。それ以外にも、『大日本古文書 東大

寺文書』（以下『大古』）での接続復元での翻刻、個別の史料紹介・論文などもある。それらを利用した研究者は経験的に認識していると思われるが、現在東大寺図書館にある成卷文書・未成卷文書と本来一体のものであることは明らかである。つまり、一旦寺外に流出した後に収集されたものであった。前述の通り、東大寺以外の文書があることも、これが収集文書群であることを示している。

個別に収集されたこれらの文書は、寛秀の代に五四巻の卷子に装幀された。編成は元東大寺史研究所所長堀池春峰氏作成の手書きの目録に基づく。それによれば、

第一部寺領関係文書	第一〇第一七巻
第二部寺法関係文書	第一八巻
第三部雑文書	第一九〇第二七巻
第四部訴訟文書	第二八巻
第五部造営関係文書	(同右)
第六部楽人及舞人関係文書	(同右)
(無題)	第二九〇第三三巻
周防国関係文書	第三四〇第三六巻
雑荘	第三七〇第四〇巻
伊賀国関係文書	第四一〇第四四巻
繪旨案・院宣・礼紙書	第四五巻
観世音寺文書	第四六〇四七巻

請取状・売券・注進状等 第四八巻

年預勘渡状 第四九・第五〇巻

東大寺封戸・荘園注進状案 第五一巻

(無題) 第五二〇第五四巻

第一巻より第二八巻までは、東大寺図書館所蔵の未成卷文書の分類を意識した部建てとなっている。第四五・四八〇五〇巻の文書様式別の分類もまた未成卷文書に見られる。ただし全体としては必ずしも一貫性を伴っていたわけではない。これも収集文書たる所以であらう。

すでに述べたように本文書の多くは、すでに『平安遺文』『鎌倉遺文』や各自自治体史などで翻刻が紹介されている。ただし、なお未翻刻・未紹介のものがあ、それらは興味深い内容を含んでいる。ここではその翻刻を試みるが、それに先立ち、いくつかを拾い上げて紹介したい。

解題―いくつかの文書から

収集文書であるために、その中の個々の文書の性格づけに際しては、一点一点について、東大寺図書館所蔵あるいは寺外所在の文書ともつきあわせつつ地道に検討していく必要がある。以下では、荘園・所領関係・組織関係といった視点から、いくつかについて他

の史料や先行研究との関係を示しておく。

1、荘園・所領

荘園・所領関係史料のうち、黒田荘など伊賀関係は最近刊行された『三重県史』が「龍松院文書」としてほぼ全てを翻刻している。しかし茜部荘・大井荘・蒲御厨・周防国衙領関連などは、関連する自治体史で遺漏となった「新出文書」となるものであり、注目すべきものが少なくない。

(1) 近江国清水荘

五二―八 清水荘は東大寺領ではなく勸修寺門跡領である。本史料によると、その清水荘に「一条法印御坊」が裁許の院宣を下されたとして使と従者十余人を入部させたという。しかし同荘荘官が、彼らに院宣を要求したところ、拒否された。そのため領主勸修寺に状況の説明を求めた。それを受けて勸修寺側の人物と思われる寛成が、さらに東大寺に訴訟の状況説明を求めたものであると思われる。問題は東大寺の立ち位置である。

同荘については、関連文書として正応二年（一二八九）十月日「東大寺衆徒等解案」（『鎌倉遺文』一七一七三）がある。それによると、勸修寺領の加賀国郡家荘と清水荘に「二条殿法印良宝」らが「悪党を乱入」させたとして東大寺衆徒が朝廷に訴訟している。おそらくこの解案における「二条殿法印」良宝が本文書の「一条法印御坊」、

「悪党乱入」が本文書のいう「入部」にあたるのであろう。東大寺は九月の末に本史料のような勸修寺側の申し入れをうけて、十月に解を朝廷に提出するにいたったのではないか。

この時期の東大寺衆徒（惣寺）は東密系諸寺院の訴訟に介入し、真言宗本寺としての立場を顕示する動きを見せはじめていた。⁴³それはやがて東密系諸寺院と東大寺の間に大きな亀裂を生むが、本史料より勸修寺とは互いに連携しつつ訴訟を展開していたことがわかる点で興味深い。東大寺は東密系諸寺院と対立すると、それまで仁和寺・醍醐寺など東密系諸寺院出身の僧が就任した東大寺別当から彼らを排除し、「常住」僧のみ補任を許すようになるが、そのなかで東密系寺院のうち勸修寺門跡だけは例外として常住僧に准じる存在とされ、別当となることが許された。本史料から勸修寺門跡と東大寺との親近性はこの時期以来であることがわかり、そういった良好な関係が常住僧に准じる待遇にいたった可能性も考えられるのではないか。

(2) 美濃国茜部荘

三二―一 本史料は冒頭の荘園名の部分を欠いているが、桓武天皇・酒内内親王の菩提をとむらう料所とされている点、各供料の名目と額面から茜部荘に関する史料であることがわかる。茜部荘は鎌倉期に地頭請となり、地頭で有力御家人の長井氏と長期間にわたって訴訟が続いたことでよく知られている。⁴⁴しかし、鎌倉幕府の滅亡と

建武政権の成立ののち東大寺は同荘の地頭職を吸収した。本史料はこの地頭職吸収後の年貢について、総額と学侶・別当・談義料・荘務得分の配分額が明示されている点で興味深い。その後の同荘の展開を考えるとこれらの額が実際に納入されたとは考えづらいが、それにしても当時の茜部荘が極めて規模の大きい荘園であったことを再確認できよう。

(3) 美濃国大井荘

本史料群のなかには多数の大井荘関連文書があり、その大部分は『岐阜県史 史料編 古代・中世三』の「東大寺領美濃国大井荘古文書」に収載されている。しかし、三八―一、四三―五、五三―五、五三―六、未成巻―一の五通は漏れている。これらはいずれも鎌倉後期から室町期の同荘の動向を知る上で興味深い内容を持つ、以下では検注名寄帳の断簡である未成巻―一を除く四通についてその性格を示したい。

五三―六 堯円については、大山喬平氏が「下司代僧というのは堯円のことであって、彼はこれ（筆者註…文保元年（一一三二―一七）以後、貞治元年（一一三六―二）に専重にその地位をゆずるまでの、四五⁵年という長いあいだを大井荘の下司代として活躍することになる。」とする人物である。よって本文書も鎌倉後期から南北朝期頃の成立であることは確実である。文書中には「路次之煩」「兵士」といった記載が見られるが、建武三年（一一三六）から四年頃にかけて大

井荘は軍勢が荘内に押し入り混乱しており、この点からすると、あるいはこの頃に作成されたのかもしれない。

四三―五 貞治六年（一一三六―七）大井荘引出物用途の分田注文である。大井荘は法華会・華嚴会料をはじめとして、東大寺内の諸用途を負担した所領として知られているが、このうち「引出物用途」とは寺務（別当）初任の際に荘園現地から「引出物」の名目で徴収される臨時役である。⁷ 貞治六年三月には、勧修寺寛胤法親王が寺務に就任しており、その引出物ということになる。

大井荘では鎌倉後期以降に他荘と同様に荘務において惣寺方が主導権を発揮していたことが知られているが、本史料によって南北朝期でも寺務得分の徴収が実際に行われていたことを具体的に確認でき興味深い。

なお、末尾には「御寺務勧修寺殿」とある一方、「御所務東南院殿」と書いてある点も注目される。大井荘では一四世紀初頭から一五世紀初頭にかけて、東南院に寺務退任後も大井荘内寺務領を造営料として宛て行う旨を命じる院宣・綸旨がたびたび発給された。⁹ 本史料の記載はその院宣・綸旨をうけて実際に寺務得分の収取が当時寺務ではない東南院に掌握されていたことを示している。つまり寺務勧修寺に対する寺務得分の収取を所務の東南院が行っていたわけである。このように本文書は大井荘の複雑な領有状況が垣間見られる点でも興味深い。

五三一五

本史料は作成年代の特定が難しく、内容もつかみづらいが、冒頭部分より楽田郷・高橋郷の延引用途と検断に関する内容であることはわかる。大井荘では本荘と別に榎戸郷・楽田郷・高橋郷が寺務職に付属する別相伝領として存在し、別組織のもとで経営されていた。^{*10} 本史料の「勸修寺殿」は、東大寺寺務をたびたびつとめた勸修寺門跡を指すものと思われ、「両郷給主」「両郷司」の存在も確認できることから、本荘とは別組織による寺務方の経営のあり方が垣間見える点で興味深い。

なお「延引用途」とは「御寺務初任之檢注延引料」^{*11}であり、寺務任官時の臨時課役の一種であった。年不詳ながら同荘の延引「段錢」の納状が三一通残されており、「大垣殿」など「殿」を付された在地の有力者らしき人物や寺社が三六〇二五二文といった軽微な負担をしていることがわかる。このように本史料もまた寺務領の支配を知るうえで貴重な史料といえよう。

三八——本史料は前半部分が『岐阜県史』に収載されているが、後欠のため文書の性格を把握するのが困難であった。しかしその後欠部分が本史料群のなかにあり、その結果、下司代大垣氏信を差出した石包名（下司名）の年貢注進状であることが確定した。

その内容は大井荘年貢のうち一七四貫文余りがどのような用途に使用されたかを事細かに記したものである。大井荘の下司職は、鎌倉後期以降学侶個人が相伝してきたが、嘉吉元年（一四四一）に寺

家組織の学侶方の手にわたった。本史料はその学侶方による所務の状況を知る上で貴重な史料といえるだろう。

なおこの史料で注目したいのは下司代の大垣氏信である。文安三年（一四四六）九月一五日の「室町幕府奉行人連署奉書」^{*13}によると「大井荘下司名代官大垣中務丞氏信事、依令犯用、追出庄家、可止一類違乱由、去々年十二月十九日被成奉書了、」とあり、氏信が下司名代官であったこと、ところが年貢の「犯用」により文安元年二月に失脚したという。本史料はこの氏信が学侶方の所務に移行したのちの嘉吉三年時点ですでに下司名代官として活動していたことを示しているわけだが、注意したいのは、嘉吉三年にはこの年貢注進状のほかに法華会料の徴符^{*14}も残され、翌嘉吉四年（文安元年）には二六〇通を超える大量の石包名の年貢納状が残されている点である。^{*15} この時期が学侶方の下司職掌握から氏信追放へといたる荘務の変動期だったことを考慮すると、これらの帳簿類も偶然残存したわけではなく、学侶方の荘家支配への意欲とそれにもなう現地の大垣氏との摩擦を示す史料として位置づけられるのではないか。

（４）大仏殿燈油料田畠

一四——三・五・六、四八——一 東大寺では、鎌倉期以後に零

細な田畠の加地子得分権を大仏殿燈油料として集積しており、本文書群でもその燈油料の寄進・買得に関わる文書が見られる。鎌倉中期以来の大仏殿燈油聖の系譜を引く、楞伽院に関わる南北朝後期（

室町初期のものがある。ひとつは山城国守護に属する人物を通じて南山城に散在する燈油料田畠の安堵を受けた際の文書である。いくつかは『山城町史 史料編』『大古』二一において一部紹介されているが、今回遺漏分を翻刻した。南北朝内乱が終結にむかい室町幕府が安定を迎えようとする時期にあたり、東大寺がその幕府勢力にたよって燈油料田畠を守ろうとした様子が一層明らかになった。

一四―四・五四―四・五四―一・二 同じく南北朝後期から室町初期にかけて大和国の燈油田関係である。一四―一と五四―四は東喜殿荘に関わるものである。関連文書は『大古』二一にある。また五四―一・二は、奈良九条辰市の大仏燈油田に関連するものである。有力国民である古市氏が関与している点が興味深い。

一四―七 楞伽院は応永末年頃に大仏殿燈油経営から撤退する。¹⁶その後、学侶方が関わるようになる。この文書の宛所「大仏殿燈油御納所」は学侶が勤めたものである。

(5) 遠江国蒲御厨

五三―七 現地の代官大河内真家が御厨の段銭・年貢の収納と収納した銭を東大寺側の雑掌に手渡した旨を東大寺に報告したものである。明徳二年（一三九一）に足利義満から寄進されて東大寺領となった蒲御厨の地域では守護斯波氏や近隣の吉良氏が影響力を持ったため、さまざまな立場に立つ代官が支配に関わりを持った。¹⁷このう

ち本史料は吉良氏被官の大河内真家が代官だった時期の史料である。真家は寛正二年（一四六一）から同五年にかけて代官だったので、この時期に作成されたものと思われる。

(6) 周防国国衙領

本文書群では周防国国衙領に関する史料も多数含まれ、一部は『山口県史』に収載されているが、近世史料が多いこともあり未紹介のものも少なくない。以下ではそのうち特に中世的な状況から近世的な状況へと移り変わる一七世紀前半頃の史料を紹介したい。

三六―五 慶長一三年（一六〇八）七月、毛利秀就は徳川秀忠養女と結婚したが、その前年に萩藩領内では祝言費用を徴収した。本史料はその納入を東大寺の国衙領にも命じたものである。この史料については未成巻三一―二―一六七に案文が残されているほか、八月一日には東大寺側からの返書案も残されている（『大古』十五―七一四）。

一七―一・一二 国衙領役人の得富忠兵衛から東大寺に年貢納入に関して報告する内容を持つ書状である。前年の慶長一七年（一六一二）の年貢勘文（『大古』十五―六七七）では通常の勘文のあとにそれまでの勘文では見られなかった未進年貢の覚が貼り付けられており、年貢をめぐる問題が表面化していたことがうかがえる。この問題はしばらく尾を引いたようで、翌年にも東大寺側から現地に使者を遣わす動き（未成巻一―二五―六二九）が見られ、元和元年

(一六一五)の勘文(『大古』十五―七二八)でも慶長一七年未進分年貢の納入を計上している。

三五― 近世初期の周防国衙領では、毎年国衙領と牟礼村の年貢勘文が国衙役人から西国沙汰所に提出されたが、本史料はそのうち寛永九年(一六三二)分の年貢勘文である。このような勘文は天正一一年(一五八三)から寛永一九年頃までは毎年分が残されており、近世初期の国衙領経営を考えるうえでの基礎史料となるものである。

三六― 慶安三年(一六五〇)に東大寺衆僧が幕府寺社奉行の安藤重長・松平勝隆に対して国衙領について訴訟を提起している。この時期の国衙領については、山本博文『江戸お留守居役の日記』(講談社 二〇〇三年、初版一九九一年)に詳しい。寛永の大飢饉などのため財政を悪化させた萩藩は、財政改善策として正保三年(一六四六)に家臣の知行や寺社領の二〇%を借り上げ、一部は知行地を没収して蔵米で年貢相当分を支給する措置をとった。東大寺領も例外ではなく、本文書的一条目に記されているように、領地没収の上、大坂天満の蔵本弥右衛門から米百石が支払われる形になった。これに対して東大寺側はたびたび抗議したが受け入れられず、慶安三年四月頃には東大寺から学侶の四聖坊と地藏院を江戸に派遣し、萩藩邸や寺社奉行に上訴を試みた。本史料はその上訴をめぐる交渉のさなか作成されたものである。

この事件についてはこれまで主に毛利側の史料から論じられてきたが、東大寺側の動きを知る史料として貴重である。なお宝庫文書七三―一二―一は本史料の別案である。交渉の結果、大坂での受け取り額は三五〇石となり、借銀返済後は、藩内家臣への知行返還と同じく寺領も返還することが約束された。それは慶安三年七月二九日「毛利秀就判物」に見える(宝庫文書七六―三一―一など)。

ちなみに三条目では、徳川家康の時代にも「先国主」(毛利輝元)の違乱に対して、家康のもとで奈良の支配に関わった大久保長安から、(違乱排除の)仰せがあつたことが記されている。東大寺では関ヶ原合戦後の慶長五年(一六〇〇)冬から八年頃にかけて旧領回復の運動を行ったことがしられる。¹⁸⁾あるいは周防国衙領もそこに含まれたかもしれない。

このほか本史料群のなかには、飛騨荘(二―五)・中西荘(一六―四―紙背四)・福田荘(一〇―三)・小東荘(五二―一〇)・穂積荘(一八―五)・与田保(五二―一三)・高瀬荘(五四―六)・河上荘(二二―一)・二六・四八―九)など諸荘園の史料が含まれている。また平治元年(一一五九)の大和国検注(五二―三)や寿永元(一一八二)・二年の大和国での氷馬役(五二―五)などもある。これらの位置づけが明確になることで荘園史の多様な側面が明らかになるだろう。

2、組織

組織についても一部ながらその位置づけを示しておく。

(1) 世親講衆

一九一二 この史料については永村眞氏の検討がある。¹⁹文永三年(一二六六)、上座法橋慶算が若臈平僧ながら僧綱に任官して寺役に出仕しようとした件について、世親講衆が寺家に猛烈な抗議を展開した。本史料はその際に講衆内の結束を固めるため作成された複数の起請文のうちの一通である。

(2) 堂衆(律家) 評定

三二―三三 東大寺法華堂・中門堂の両堂衆が彼らの活動に関する評定を行った際の記録である。東大寺の堂衆は受戒・学律を事とすることから「律家」と称することもあった点は永村眞氏が指摘するとおりである。²⁰史料では、法会の運営、所領経営、惣寺方との交渉など堂衆の活動に関するさまざまな記事が残されている点で貴重である。近年は東大寺図書館所蔵記録部や宝珠院文書など、堂衆に関する史料の検討が進んでいる。²¹これらの史料と関連づけることによって、その位置づけがより明確になるだろう。

(3) 惣寺と法輪院良意の紛争

一八一―一八四 これらは慶長一四年(一六〇九)頃から同一七年に

かけて、東大寺の惣寺と法輪院良意の間で起こった紛争に関わる史料である。

この紛争は東大寺に「横入」してきた良意が当時徳川家康のもとで勢力をほこった高野山遍照光院頼慶の力を背景として寺内で活動を推進するなかで生え抜きの学侶(「児より処そたちの衆」)が反発する形で起こった(『大日本史料』慶長一七年八月十日条)。惣寺方は良意の件に関して幕府に訴訟を起こし、良意も当時の寺務で東大寺東南院門跡を兼帯する随心院門跡増孝(九条兼孝息)のほか幕府要路の口添えも得つつ対抗し、ついには家康自身が裁許に乗り出すまでの大きな騒動となった。

このようにこの事件は、頼慶による寺院改革²²が生んだ混乱の一例として位置づけられるのであるが、一連の訴訟のなかで東大寺惣寺側は寺社奉行の金地院崇伝・円光寺元佶や家康側近の本多正純・大久保長安といった人物に対して、たえず連絡をとり続け自らの主張を届け続けた。そのうちこの史料は、『本光国師日記』慶長一七年七月七日程に「東大寺年預五師六月廿三日之状来」とある書状の土代にあたる文書と考えられる。幕府要路に対して主張する上で、さまざまな立場の人物に対して働きかけ慎重を重ねて文言を整えていった様子がうかがえ興味深い。なお東大寺図書館所蔵文書のなかには、この事件に関する史料は多くなく、未成巻三一―一二―一二は数少ない関連文書である。

なおこのほかにも、大勧進（二九一四・五二一七・五三一二・五四一〇）、戒壇院（二八一四・二九一五）、楞伽院（一三一八・三二一六）に関わる文書も見られる。これらの史料の位置づけも明確にされると、寺内の様子がより明らかになるだろう。

むすび

以上、荘園・所領や組織に関わる文書についてその位置づけを示した。なお本史料群の内容が、これらの枠に収まらない多様なものであることはいうまでもない。たとえば、法華会（二五一・二）、東大寺八幡宮の般若経読誦（二四一三・二四一七・三三一四）、龍池の仁王講（五二一一）・最勝王経書写（二四一六）など、寺内の法会・祈祷についてもさまざまな内容を持つ文書が含まれている。また幕府・朝廷との交渉を示す文書も見られる。五三一一は、興福寺による東大寺襲撃事件に関わる史料であって、東大寺は公家・武家の介入を要請した。それに対するそれぞれの態度・姿勢が生々しく伝わる興味深いものである。

本文書が、今後さらに活用されることを期待したい。その際、東京大学史料編纂所の日本古文書ユニオンカタログデータベースの併用が有効である。同データベースでは、筒井寛秀氏所蔵文書を含む、

東大寺文書につき、『大日本古文書東大寺文書』編纂の過程で得た知見を反映すべく、データ更新を行っている。一層の活用をお願いする次第である。

〔付記〕

文書の調査と撮影・翻刻紹介のご許可を賜った東大寺龍松院住職筒井寛昭師の格別のご厚意に心より謝意を表します。また翻刻については高橋敏子氏（東京大学史料編纂所）にご助言を賜った。あわせて謝意を記します。

また本論は、JSPS25240052・JSPS25240052の成果の一部である。

〔注〕

*1 内訳は以下の通り、三二号（一九九八年）、第五一卷。三八号（二〇〇三年）、第二九一四〇巻。三九号（二〇〇四年）、第四一五〇巻、未成巻文書。四〇号（二〇〇五年）、第五二五四巻。四一号（二〇〇六年）、近世史料など。

*2 『岐阜県史』『富山県史』『静岡県史』『兵庫県史』『山口県史』『三重県史』『山城町史』などがある。

*3 西尾知己「弘安徳政と東大寺別当の性格変化」『史観』一五六二〇〇七年。

*4 網野善彦「荘園公領制の形成とその盛衰」同『日本中世土地制度

史の研究』塙書房 一九九一年、初出一九八〇年。

*5 大山喬平「東大寺領大井荘」(『岐阜県史通史編 中世』)三九〇頁。

*6 『岐阜県史史料編 古代・中世三』大井荘古文書三六七・三六八。

*7 鎌倉期の弘安年間に、伊賀国黒田荘では「御寺務初任引出物」が見え、百姓に段別七十文の負担を求めている(『大古』一〇一六五)。

大井荘の「引出物」も同様の性格を持つものと思われる。なお黒田荘の寺務初任引出物については、稲葉伸道「東大寺寺院構造研究序説」(同『中世寺院の権力構造』岩波書店一九九七年、初出一九七八年)参照。なお文安元年一〇月から一二月にかけて、東南院珍覚の寺務就

任にともなう引出物段銭の納入を示す文書が六通残されている(『岐阜県史史料編 古代・中世三』大井荘古文書八一三〜八一六、八二〇、八二一)が、その合計額は二八貫文余りに及んでおり、それなりの収入となったものと思われる。

*8 東大寺別当の補任状況については、Web サイト「遠藤基郎―編纂と研究のノート」の「東大寺文書研究の高度化」科研 site 中「東大寺別当他一覧表」参照。

*9 『岐阜県史史料編 古代・中世三』大井荘古文書三〇二・三八五・三九九・四〇九・四四七・四五一・四五二・五二六〜五二九参照。

*10 前掲註7 稲葉論文。

*11 『岐阜県史史料編 古代・中世三』大井荘古文書三五七。

*12 『岐阜県史史料編 古代・中世三』大井荘古文書九二八〜九五八。

*13 『岐阜県史史料編 古代・中世三』大井荘古文書八六三。

*14 『岐阜県史史料編 古代・中世三』大井荘古文書五五〇〜五五二。

*15 『岐阜県史資料編 古代・中世三』大井荘古文書五五四〜八一二。

*16 永村眞「油倉の組織と諸活動」、同「中世東大寺院家の経済活動と財務構造」(同『中世東大寺の組織と経営』塙書房 一九八九年)

*17 『静岡県史通史編2 中世』(静岡県 一九九七年)、松島周一「室町中期の遠江国蒲御厨をめぐる甲斐氏と吉良氏」『日本文化論叢』二二〇一三年)、松本尚之「蒲御厨における地域社会の一樣相」(渡

辺尚志編『移行期の東海地域史』勉誠出版 二〇一六年)。

*18 林晃弘「慶長七・八年付大和諸寺宛徳川家康判物・朱印状の発給年次」(『日本史研究』六〇二 二〇一二年)。

*19 永村眞「東大寺講衆集団の存立基盤」(前掲註16 永村著書)。

*20 永村眞「寺内諸階層の形成」(前掲註16 永村著書)。

*21 東大寺図書館所蔵記録部については、Web サイト「遠藤基郎―編纂と研究のノート」の「東大寺文書研究の高度化」科研 site 中「東大寺図書館所蔵記録部等解題(抄、中世関連史料)」参照。宝珠院文書については、勝山清次編『南都寺院文書の世界』(思文閣出版 二〇〇七)参照。

*22 頼慶については、さしあたって近年の成果として今枝杏子「遍照光院頼慶奥書集成並びに年譜考」(『奈良女子大学』人間文化研究科年報』二五 二〇〇九年)を挙げておく。